



日本はひとつ
しごとプロジェクト

参考配布

平成 24 年 11 月 12 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03 (5253) 1111 (内線 5335, 5325)

03 (3502) 5227 (夜 間)

特定派遣元事業主に対する

労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、静岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、静岡労働局が配布した資料です。



平成24年11月12日
職業安定部需給調整事業課
担当 需給調整事業課長 木原 清孝
主任需給調整指導官 大野 尚範
電話 054-271-9980

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局（局長：麻田 千穂子）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、厚生労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称	プラーナ御殿場株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 森田 誠治
所在地	静岡県御殿場市二枚橋21-7
届出に関する事項	届出受理番号 特22-300544 届出受理年月日 平成18年10月30日

第2 処分内容

- (1) 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
- (2) 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分理由

ブラーナ御殿場株式会社は、平成21年6月1日から平成24年6月20日までの間、労働者派遣法第5条第1項に違反して、厚生労働大臣の許可を受けずに、少なくとも派遣労働者延べ2,654人を労働者派遣することによって、一般労働者派遣事業を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成24年11月13日から同年12月12日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業及び請負事業のうち、平成24年10月13日から同年11月12日までの間に実施されたもの及び平成24年11月12日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第5条第1項
- (2) 同法第26条第1項

- 2 上記の「処分理由」の各事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

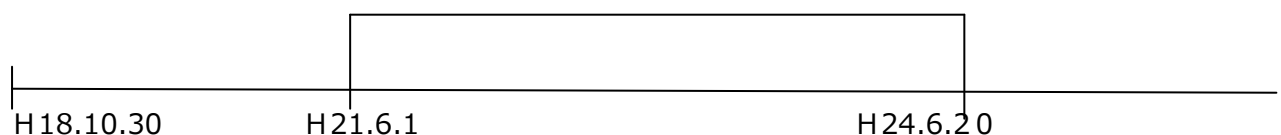
概要

許可なく一般労働者派遣を行っていた期間
(延べ2654人)

H18.10.30
特定労働者
派遣事業の届出

H21.6.1

H24.6.20



参 考

○労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

○労働者派遣法(抄)

(用語の定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(事業廃止命令等)

第21条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

(各号の記載省略)

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令